

亀山市告示第72号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成30亀山市告示第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を受けた者に係る補助金の返還については、なお従前の例による。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を受けた者に係る補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。